

ID: 404

担当部署: 上下水道局

処分の概要	量水器設置の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置規程 第3条第1項		
例 規 番 号	平成307年上下水道局規程第15号		
【根拠条文】 (量水器の設置基準及び位置の指定) 第3条 量水器は、家屋敷地内で第1止水栓の近くに設置することを原則とする。ただし、これにより難しいときは、その都度上下水道事業管理者の権限を行う長(以下「市長」という。)の許可を得なければならない。 2 配水管から直接給水する専用及び共用給水装置には、1個の量水器を取り付けることを原則とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日